

令和4年度

たつの市地域密着型サービス事業所（地域密着型特定施設入居者生活介護）
整備事業候補者公募要項

令和4年11月

たつの市健康福祉部高年福祉課

I 公募の趣旨

たつの市では、「第8期たつの市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」に基づき、地域密着型サービス事業所の計画的な整備を進めています。

本公募は、質の高いサービス及び事業の継続性の確保、また、整備事業候補者の選定に公正かつ公平を確保する観点から、地域密着型特定施設入居者生活介護事業所を整備する事業候補者の募集を行うものです。

II 募集の内容

事業種別	地域	整備数
地域密着型特定施設 入居者生活介護	たつの市内全域	1事業所（定員29名以下）

- (1) 応募できる提案は1件とし、複数の応募はできません。
- (2) 2箇所以上で整備することはできません。
- (3) 新規に整備する有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅を含む。）を対象とします。既存施設からの転換は対象外です。

III 応募要件

1 応募事業者

以下の(1)～(6)全てを満たす法人であること。

- (1) 応募時点で法人格を有していること。
- (2) 応募事業者自らがサービスを提供し、本市の指定を受けるものであること。
- (3) 介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第4項各号の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) たつの市暴力団の排除に関する条例（平成24年条例第1号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係にある者でないこと。
- (6) 応募時点において、納期限の到来している国税及び地方税を完納していること。

2 応募計画

以下の(1)～(12)全てを満たす計画であること。

- (1) 「兵庫県有料老人ホーム設置運営指導指針」又は「兵庫県サービス付き高齢者向け住宅設置運営指導指針」に定める基準に適合したものであること。
- (2) 都市計画法、農地法、農業振興地域の整備に関する法律、文化財保護法などの利用制限や規制など、法的規制について、関係部局等に事前相談を行い、あらか

じめ該当計画が可能であることを確認した整備予定地であること。

- (3) 整備予定地については、当該土地に抵当権等の事業存続の支障となりうるような権利設定がないこと。設定されている場合は、その権利の抹消が確実であること。
- (4) 「たつの市介護保険サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」(平成24年条例第26号)のほか、介護保険法、建築基準法、消防法等の関係法令を遵守したものであること。
- (5) 令和6年3月31日までに整備を完了し、速やかに事業を開始すること。
- (6) 長期的に適正で安定した事業運営ができること。
- (7) 整備予定地が借地の場合、事業存続に支障のない期間(30年間以上)の賃貸借契約の締結が確実であること。
- (8) 整備する建物は、応募事業者の所有物であること。
- (9) 整備にかかる資金の調達が確実であること。
- (10) 応募事業者の理事会等において、事業所整備及びサービス提供について、協議し賛同を得ていること。
- (11) 事業所整備及びサービス提供について、地域住民からの賛同を得られることが確実であること。
- (12) 利用者の家族及び地域住民との交流を図れるよう、住宅地又は住宅地と同程度にその機会が確保できる地域であること。

IV 施設整備に関する補助金(令和4年10月現在)

- (1) 兵庫県からの地域介護拠点整備費補助金を財源とし、令和5年度に市の予算の範囲内で整備費等の補助を行う予定です。

ただし、当該補助金の交付は、兵庫県による本市に対する令和5年度の補助金の内示が前提となりますので、補助金は確約されたものではありません。よって、応募に当たっては、公的補助金を見込まずに計画を作成してください。

- (2) 補助金の交付を希望する場合は、当該事業への補助金交付決定からの事業着手となりますが、補助金交付を希望されない場合は選定後の事業着手で構いません。

なお、補助金の交付を希望する場合、補助事業を行うために締結する契約等は、事業者主催の一般競争入札に付するなど、市が行う契約手続きの取り扱いに準拠しなければならないため、事前に建設業者を任意で決定することはできません。

- (3) 交付予定額

① 施設整備費 整備床数×4,480千円(上限)

※スマートウェルネス住宅等推進事業補助金と併用できません。

② 開設準備経費 定員数×839千円(上限)

V 応募手続き

1 応募に関する質問等の提出

応募に関する質問は、質問書（別紙様式）により、質問受付期間内に提出してください。

(1) 受付期間

令和4年11月1日（火）～11月15日（火）平日の9時から17時まで

(2) 受付方法

質問内容を簡潔にまとめ、質問書により FAX 又は電子メールで高年福祉課に提出してください。（必ず、電話による着信確認をしてください。）

○FAX：0791-63-0863 ○Email：konenfukushi@city.tatsuno.lg.jp

2 応募に関する質問等の回答

質問書の提出があった場合は、市ホームページに掲載し、回答します。

（最終回答は、令和4年11月18日（金）を予定）

3 応募に関する質問等の留意事項

以下の点に留意の上、質問書を提出してください。

(1) 公平を期すため、窓口、電話等での質問には、お答えしません。

(2) 審査選定内容や指定基準など法令等により確認できる事項、他の応募事業者に関する情報等の質問には、お答えしません。

4 応募書類の提出

(1) 応募申込書・開設提案書等の提出

本公募への申込みを希望される法人は、次の書類を高年福祉課に直接ご持参ください。

応募書類のうち市の指定様式は、市のホームページからダウンロードできますのでご活用ください。

① 応募申込書の提出書類等

書類等	主な内容等	様式
1 応募申込書	①事業参入理由 ②事業を行うに当たっての基本方針 ③理事会等の会議録（法人代表者による原本証明が必要）	様式1 任意様式
2 事業者概要	①法人の概要 ②法人の理念・運営方針 ③法人の経歴・事業実績 ④法人の経営状況	様式1-1

	⑤過去の指導状況 ⑥代表者の経歴 ⑦役員の構成 等 ⑧事業者の概要（既に運営している事業の詳細がわかるもの） ※パンフレット等	様式 1-2 様式 1-3 任意様式
3 誓約書		様式 1-4
4 法人の定款の写し	法人代表者による原本証明が必要	
5 法人の登記事項証明書	正本に添付するものはコピー不可 （3か月以内に発行されたもの）	
6 法人の納税証明書 （滞納がない旨の証明）	地方税の納税証明書 （法人市民税、固定資産税等） 国税の納税証明書 （法人税、消費税・地方消費税等） ※応募時点から直近2か年分の納税証明書 ※完納証明書でも可	
7 決算書等	直近2年間の決算書類	任意様式

② 開設提案書の提出書類等

項 目	主な内容等	様式及び添付書類
1 施設整備計画	①整備計画関係 ②法的各種開発規制 ③事業スケジュール ④資金計画	様式 2-1 様式 2-2 様式 2-3 様式 2-4
2 施設運営計画	①介護サービス向上に係る基本的な考え方 ②身体拘束等の適正化 ③個人情報、秘密保持 ④災害発生時等における業務継続体制 ⑤事故防止・安全対策及び事故発生時の対応 ⑥苦情処理 ⑦衛生管理 ⑧地域等との連携 ⑨地域住民の意向状況	様式 2-5 様式 2-6
3 従事者の体制計画	①人材確保に係る取組 ②職員の資質向上に係る取組 ③職員の離職防止に係る取組	様式 2-7

	④管理者の経歴	様式 2-8
	⑤職員の配置人員等	様式 2-9
4 サービス収支見込	①サービス収支見込	様式 2-10

(2) 提出期間

令和 4 年 11 月 21 日（月）～12 日 15 日（木）平日の 9 時から 17 時まで

(3) 提出先

たつの市健康福祉部高年福祉課介護保険係（たつの市役所新館 1 階）

(4) 提出部数

正本 1 部、副本（正本のコピー）8 部

6 応募書類提出にあたっての留意事項

以下の(1)～(9)に留意の上、応募書類を提出してください。

- (1) 市が必要と判断した場合は、追加資料の提出を求めることがあります。
- (2) 提出された書類等は、理由の如何に関わらず返却しません。
- (3) 応募書類の提出に当たっては、受付期間終了直前を避け、余裕をもって提出してください。
- (4) 応募書類は、「①応募申込書の提出書類等」、「②開設提案書の提出書類等」の順とし、表紙、背表紙に「令和 4 年度たつの市地域密着型サービス事業所（地域密着型特定施設入居者生活介護）整備事業候補者応募申込書 応募事業者名」と記載した A4 ファイルに綴じて、提出してください。
- (5) 応募書類の用紙サイズは、証明書類など所定様式のものを除き、A4 又は A3 以外は使用しないでください。
- (6) 応募書類は、可能な限り両面印刷とし、ホッチキス等で綴じないでください。
- (7) 目次を応募書類の最初のページに作成し、項目ごとに白表紙を入れ、インデックスを付けてください。
- (8) 正本には、すべて原本を添付してください。なお、契約書類等で原本の提出ができないものについては、代表者が原本証明を行ってください。

(例) この写しは原本と相違ありません。

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇 法人△ △ △ △

理事長□ □ □ □ 印

- (9) 応募締切り後の応募事業者の都合による応募書類の修正・追加は、公平性の観点からできません。

ただし、市からの指示により書類を修正・追加する場合があります。

VI 選定方法及び事業者指定

1 整備事業候補者の選定

(1) 書類審査及び面接審査

本市が定める選定基準に基づき、書類審査及び「整備事業候補者選考委員会」による面接審査により整備事業候補者を選定し、「たつの市地域密着型サービス運営委員会」から意見を聴取した上で、市長が決定します。

なお、応募事業者が1者の場合は、当該1者について審査します。

選定された整備事業候補者が辞退又は選定を取り消された場合は、次点の整備事業候補者を繰り上げて選定する場合があります。

また、今回の募集において応募事業者がいない場合や審査結果により本事業実施の目的を達成できないと判断した場合は、整備事業候補者の選定を行わないことがあります。

① 選定基準

	項目	確認事項	配点(点)
1	応募事業者の概要、経営基盤	法人の理念、介護保険事業等の運営実績、経営基盤等	15
2	事業運営計画	運営方針、資金計画、利用者負担等	15
3	施設整備・設備	整備計画、立地状況、周辺環境、安全面への配慮等	25
4	施設運営	サービス提供の考え方、安全対策・緊急時の対応等	25
5	地域等との連携	地域・利用者家族との交流、運営推進会議、近隣への説明・同意等	10
6	従事者の体制	人材確保、職員の資質向上、職員の離職防止等	10
合計			100

○合計得点が6割に満たない場合は選定しないものとします。

② 面接審査（プレゼンテーション・ヒアリング）

○開催日：令和5年1月下旬予定

○面接は、応募事業者の説明と質疑を行います。

○面接には、原則的に、法人代表者、管理者（就任予定者）及び応募に関する担当者の3名が出席してください。

なお、やむを得ない場合には、代理の出席も可能ですが、同様の任務の方に限ります。また、外部からの参加は認められません。

○応募事業者が面接に欠席した場合には、選定対象から除外します。

○面接の日時、場所は、応募書類の提出後、各応募事業者へ通知します。

○整備事業候補者として選定された場合、応募内容を厳守し、選定の際に指摘された事項は、必ず改善を行ってください。

2 事業者指定、有料老人ホーム設置に係る届出等

整備事業候補者に選定された後、本市へ事業者指定申請をしていただきますが、指定基準に満たない場合は、指定を行いません。

また、指定基準を満たさないこと等により事業所指定を受けることができない場合又はⅥの3の選定の取消しになった場合には、Ⅳの補助金を返還していただきます。

なお、指定を行う際には、「たつの市地域密着型サービス運営委員会」から意見を聴取します。

(指定申請の時期、具体的な内容については、選定後に別途お知らせします。)

事業者指定申請とは別に、兵庫県へ老人福祉法による有料老人ホーム設置に係る各種届出又は高齢者の居住の安定確保に関する法律によるサービス付き高齢者向け住宅に係る登録が必要となります。

3 審査の打ち切り、選定の取消し

以下の(1)～(7)のいずれかに該当した場合には、審査を打ち切り又は選定を取り消すこともありますので、十分に留意してください。

- (1) 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合や面接審査において虚偽の説明を行ったことが判明した場合
- (2) 本要項に違反又は逸脱した場合
- (3) 応募した法人の役員又は職員もしくはその関係者が、本市の職員又は選考委員会委員に対して応募内容の採否に係る直接的又は間接的な働きかけを行った場合
- (4) たつの市の指示又は承認がなく、事業計画を変更した場合
- (5) 介護報酬を不正に受給するなど反社会的な事由が判明した場合、その他市民の疑惑や不信を招くような行為をしたと市長が認める場合
- (6) 事業を辞退した場合
- (7) 応募要件を満たさなくなった場合

4 結果の通知

選定結果は、応募事業者に対して文書により通知します。なお、整備事業候補者名等は本市ホームページ上に公開する予定です。

なお、選定結果に対する異議は受け付けません。

Ⅶ 情報公開

- (1) 応募事業者から提出された応募書類は、たつの市情報公開条例（平成 17 年条例第 24 号）の規定に基づき情報公開の対象とします。ただし、情報公開請求の対応は整備事業候補者決定後とします。
- (2) 応募書類に記載する内容については、情報公開請求があった際に条例の規定に基づき、開示することを前提とするので、応募書類の内容で企業秘密のため不開示を希望する部分については、脚注等でその部分を特定した上で明記してください。
ただし、開示の可否については、たつの市情報公開条例の規定に基づき、情報公開時に判断します。
- (3) 開示する場合、応募書類は、その写しを作成し使用することができるものとします。
- (4) 選定された整備事業候補者以外の応募書類については不開示とします。
- (5) 応募事業者数、整備事業候補者名及び整備事業候補者選考委員会の評価点については、整備事業候補者決定後に本市のホームページで公表します。
ただし、公表に当たっては、選定されなかった応募事業者と評価点が結びつかないよう個別具体的に対応します。
- (6) 審査に関する情報公開の対応は、応募事業者から提出された応募書類と同様に、整備事業候補者決定後とします。
なお、整備事業候補者選考委員会委員による評価は、匿名で実施します。

Ⅷ その他留意事項

- (1) 本公募の応募に係る一切の費用は、応募事業者の負担とします。
- (2) 審査の結果、不採択になったことによる応募事業者の不利益について、たつの市は一切その責を負いません。
- (3) 選定が取消しになったことによる整備事業候補者の不利益について、たつの市は一切その責を負いません。
- (4) 土地等の売買確約書又は賃貸借確約書の締結並びに地元自治会等への説明等に当たっては、整備事業候補者の選定に係る応募段階にあることを利害関係人に十分説明し、誤解を生じないように注意してください。
- (5) 応募事業者と本公募に係る応募計画における整備予定地（建物）権利者又は地域住民等との間で生じた問題、トラブル等は、応募事業者が責任をもって解決することとし、たつの市は一切その責を負いません。
- (6) 本選定により、土地建物関係の法令上の制限解除及び介護保険法に基づく許可等を保障するものではありません。
- (7) 応募受付後に辞退をする場合、速やかに辞退届出書（任意様式）を提出してください。

(8) 応募書類の提出をもって、応募事業者は公募内容を承諾したものとみなします。

IX 応募及び選考日程(予定)

スケジュールを十分ご確認の上、ご応募ください。

時 期	内 容
令和4年11月1日(火)	公募要項と応募書類様式を市ホームページに掲載
令和4年11月1日(火) ～11月15日(火)	質問受付期間
令和4年11月21日(月) ～12月15日(木)	応募書類の受付期間
令和5年1月下旬	面接審査(プレゼンテーション・ヒアリング)
令和5年2月中旬	たつの市地域密着型サービス運営委員会の意見聴取
令和5年2月下旬	選定結果通知 選定結果を市ホームページで公表

X 本公募に関する問合せ先

たつの市健康福祉部高年福祉課

〒679-4192 兵庫県たつの市龍野町富永 1005 番地 1

Tel : 0791-64-3155

Fax : 0791-63-0863

Email : konenfukushi@city.tatsuno.lg.jp